平成２２年（フ）第８４３号
北九州市小倉南区大字貫1038番地
債務者　古澤恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８４４号
福岡県中間市中鶴２丁目４番32号
債務者　廣門　幸夫
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５３号
北九州市八幡東区大宮町４番16号
債務者　伊藤　克彦
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５４号
北九州市八幡西区南八千代町10番３号206
債務者　松本　邦江（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８８１号
北九州市小倉南区石田町６番25号
債務者　犬塚　通子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１号
北海道虻田郡倶知安町北５条東３丁目１番地
債務者　林　　克典
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第８１１号
神戸市兵庫区荒田町１丁目22番804号、従前の住所兵庫県西宮市久保町15番11―902号
債務者　矢倉　勝広
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９００号
神戸市須磨区北落合５丁目１番327―304号
債務者　石上　正治
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３３号
神戸市兵庫区楠谷町16番６号
債務者　横田真須美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５０号
神戸市須磨区中島町２丁目４番７号大島ハイツ１Ｆ西、申立時の住所神戸市須磨区板宿町３丁目１番32号
債務者　佐々木優こと　羅　　又優
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５７号
神戸市北区鈴蘭台東町９丁目14番９―308号
債務者　辻井　良枝
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５８号
神戸市北区鈴蘭台東町９丁目14番９―308号
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７３号
神戸市垂水区西舞子２丁目14番23号プリオール舞子205号
債務者　原田多美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８０号
神戸市北区有野町唐櫃80番地メゾンサンセール201号
債務者　山本　政樹
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９７号
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目103番地の25
債務者　坂谷　佳昭
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００６号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番13―43号
債務者　新宮領政春
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１３号
神戸市兵庫区西出町20番地の１シャトー第２神戸208号
債務者　青木洋一郎
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部